料金体系について

1. 料金体系について (本項は、日本水道協会の調査結果(R2.4.1 時点)を引用)

我が国の水道料金の体系は、用途別水道料金、口径別水道料金及び単一水道料金に大別されます。

用途別水道料金は、家事用、営業用、工場用など用途別に料金を決める方式であり、口径別水道料金は、給水装置の口径に応じて料金を決める方式、単一水道料金は、すべてについて単一の料金とする方式です。

- ・用途別料金制 家事用、営業用、工場用など用途別に料金を決める方式
- ・口径別料金制 給水装置の口径に応じて料金を決める方式
- ・ 単一料金制 すべてについて単一の料金とする方式

1) 用途別料金制

用途別料金制は、家事用、官公署学校用、営業用、工場用、公衆浴場用等の用途区分に応じて料金設定を行う料金体系。最近の傾向としては、家事用と家事用以外との2区分にする、あるいはそれに公衆浴場用を加えて3区分にするなど、用途を2~3区分にする事業が増えている。

用途別料金制を採用している事業は全体の30.3%、そのうち基本料金に基本水量を付している事業が99.7%、従量料金は単一従量制を採っている事業が52.1%、水量区分等による段階別が47.9%となっている。

2) 口径別料金制

口径別料金制を採用している事業は全体の 59.4%である。なお、基本料金は、基本水量を付さないものが 43.1%、基本水量付が 56.9%であり、また従量料金は、単一従量制が 19.2%、水量区分による段階別が 80.8%である。

3) その他の料金体系

その他の料金体系は、単一料金制に代表されるもので、全体の 10.3%である。基本料金は、 基本水量を付している事業が 90.0%、従量料金は単一従量制が 45.4%である。

※ 全国的な最近の料金体系の推移をみると、用途別料金体系を採用している事業体は、平成 29 年 31.8%、平成 30 年 31.5%、平成 31 年 30.9%、令和 2 年 30.3%と年々減少し、逆に口径 別料金体系は、平成 29 年 57.1%、平成 30 年 57.7%、平成 31 年 58.2%、令和 2 年 59.4% と増加の傾向にある。

2. 基本料金と従量料金

基本料金は、各使用者が水使用の有無にかかわらず賦課される料金で基本水量付の基本料金と基本水量なしの基本料金の2種類の決め方があります。

従量料金は、各使用者の使用水量に対応して徴収するもので、次のような決め方があります。

- * 単一従量料金 従量料金については、水量の多寡にかかわらず単一の料金とするもの。
- * 段階別従量料金 使用水量の一定の範囲毎に料金単価を定める方式で、使用水量の増加に 従って単価が高くなるもの(逓増型)と、低くなるもの(逓減型)との2 つがある。

3. 本市の料金体系

本市の上水道の料金体系は、一般用と浴場営業用との2区分による用途別料金制であり、基本水量付の基本料金、従量料金は単一料金となっています。家事用、営業用等の区分による料金差はなく、また、口径による料金差もないなど、実質的には単一料金制に近い料金体系となっています。また、市内の5簡易水道事業については、単一料金制を採用しています。

(参考) 本市水道事業の料金体系:用途別料金体系

種別	用途	基本料金(1月につき)			超過料金(1立方メートル			
		水量	単位	料金	につき)			
専用栓	一般用	10	立方メートル	1,540円	154 円			
	浴場営業用	100	11	7,700円	77 円			
共用栓	一般用	10	11	1,540円	154 円			

(参考) 本市簡易水道事業の料金体系:単一水道料金制

簡易水道別	基本料金(1月につき)			超過料金(1立方メートル				
间勿小坦加	水量	単位	料金	につき)				
中央簡易水道	10	立方メートル	858 円	83.6 円				
種花滝簡易水道	8	"	638 円	72.6 円				
川町簡易水道	8	11	429 円	51.7円				
高原簡易水道	5	"	753. 5 円	146.3 円				
美星簡易水道	10	11	2,750円	220 円				

4. 料金体系を検討する場合の留意事項

従来は、能力負担を考慮した用途別料金制が多かったが、近年は水道の利用者ごとに、個別の原価計算により、その料金が理論的に説明できる口径別料金制を採用する事業体が増加しています。

どのような料金体系にするかについては、それぞれの事業体における利用者の構成内容や水 需要の実態及び歴史的経過等に基づき検討する必要があります。